

令和4年 第3回教育委員会会議録

令和4年3月28日（月）

甲州市教育委員会

### 第3回教育委員会 会議録

日 時 令和4年3月28日(月)(午後2時30分から)

場 所 甲州市民文化会館2階 第3会議室

一 出席した委員は次のとおりである。

職務代理	石川 順子	委 員	永田 清一
委 員	加藤 幸夫	委 員	田口 由季

一 欠席した委員は次のとおりである。

教 育 長 小林 俊彦

一 出席した者は次のとおりである。

教育総務課長	雨宮 邦彦	教育総務課L	金澤 祐子
教育総務課L	河村 敬	生涯学習課長	辻 学
文化財課長	飯島 泉	文化財課L	佐藤 治郎
指導主事	小椋 規雄	教育総務課L	高石 宏満
事務担当	窪川 はづき		

一 欠席した者は次のとおりである。

生涯学習課L 保坂 佳正

一 会議に付された案件は次のとおりである。

日程第1 教育長諸般の報告について

日程第2 報告第5号 甲州市伝統的建造物群保存事業補助金交付要綱制定について

日程第3 報告第6号 甲州市教育委員会事務局組織規則について

日程第4 報告第7号 甲州市適応指導教室の名称について

日程第5 報告第8号 甲州市学校給食センター調理等業務民間委託について

日程第6 教育委員会事務局職員の人事異動内示について

教育総務課長 ただ今から、令和4年第3回教育委員会を開会いたします。  
本日は、小林教育長が欠席しております。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定により、石川順子委員が教育長職務代理者として指名されておりますので、石川教育長職務代理者に本日の定例教育委員会の運営、議事進行等をお願いいたします。

職務代理者 本日はよろしくお願ひいたします。  
本日の出席委員は3名で定数に達しております。本日の会議録署名委員に田口委員を指名いたします。  
それでは、議事日程に基づき、これより日程に入ります。  
小林教育長から諸般の報告について書面提出されておりますので、各自ご確認いただきまして、諸般の報告といたしますがよろしいでしょうか。

「はい」の声

職務代理者 それでは、次に移りたいと思います。  
日程第2 報告第5号 甲州市伝統的建造物群保存事業補助金交付要綱制定について事務局から説明を求めます。よろしくお願ひします。

文化財課長 文化財課です。それでは、日程第2 報告第5号 甲州市伝統的建造物群保存事業補助金交付要綱制定についてご説明いたします。補助金の内容ですけれども、お手元の補助金交付要綱定義の2条に書かれているところをご覧ください。まず(1)として修理事業です。修理と言うのは特定物件と言ひまして、伝統的建造物群保存地区を構成する同意をいただいた物件に対する修理でありまして、根本の修理を想定してあります、これに対する修理。(2)としまして修景です。修景というのは特定物件になっていないけれども、歴史的物件に対しても景観を高めるための修景作業をする上については補助金の対象となります。(3)外観であります。修理修景の部分と、主に内装ではなくて外観に関する補助金制度ということでもあります。(4)の構造耐力上主要な部分、何と申しますか構造を強くするための修理につきましても補助をさせていただきます。補助対象となる事業の種類、補助対象経費及び補助率についてですが、伝統的建造物の修理につきましても、補助率は10分の8以内、補助限度額は八百万円となっております。伝統的建造物以外の修景につきましても、補助率は10分の6以内、補助限度額は三百万円となっております。こちら要綱につきましても4月1日施行というふうにしてあります。以上雑駁ではありますが、説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

職務代理者 以上、文化財課からの説明でございます。何かご質問等ございますか。

「なし」の声

職務代理者 私からひとつよろしいでしょうか。伝統的建造物の種類のそれ以外がありますけれども、その線引きと申しますか教えてください。

文化財課長 伝統的建造物というのは、築50年以上たつてまして、所有者の同意をいただいて今後ずっと伝統的建造物の構成する重要な建物ということで同意をいただけたものになります。それ以外の建造物は全て、「それ以外の建造物」ということになります。伝統的建造物同意をいただいたものについては、将来に渡って独自の規格がある関係で、修理事業としては根本修理というものです。外観を強くする、例えば茅葺。それ以外のところにつきましても、あくまで修景と呼びまして、要は景色を整えるという意味になります。伝統的建造物群保存地区の景観になる

ような形にしてもらうことに関して補助金をつけますと。今後進捗する物件につきましても対象となるということ。但し補助金につきましては外観を旧観に復するためのお金だけですよということになります。ですので、伝統地区の中にある殆どのものが補助対象になるということになります。

職務代理者 わかりました。他に何かございますでしょうか。

「なし」の声

職務代理者 質問等がないようですので、確認ということで次に移ります。

日程第3 報告第6号 甲州市教育委員会事務局組織規則について、事務局から説明を求めます。生涯学習課長お願いします。

生涯学習課長 それでは、日程第3 報告第6号 甲州市教育委員会事務局組織規則についてご説明いたします。こちらにつきましては、教育委員会全体の事務に係るものになりますけれども、私のほうからご説明をさせていただきます。甲州市教育委員会事務局組織規則につきましては、前回2月24日の第2回定例教育委員会において、現在の甲州市教育委員会公印規則等の一部を改正する規則制定について、一部改正をご審議・議決いただきましたが、3月1日開催の庁議において、各担当の文書事務に審議会協議会等の事務について加えるということが決定いたしました。それに伴い、教育委員会規則で同様の扱いとするため提出のとおり修正し、規則第3号として3月2日付けで公布させていただきましたので、よろしく願いをいたします。以上でございます。

職務代理者 生涯学習課長からご説明がありました。ご質問等ございますか。

「なし」の声

職務代理者 質問等がないようですので、確認ということで次に移ります。

日程第4 報告第7号 甲州市適応指導教室の名称について、事務局から説明を求めます。教育総務課長お願いします。

教育総務課長 日程第4 報告第7号 甲州市適応指導教室の名称についてご説明をいたします。甲州市適応指導教室につきましては、前回2月24日の第2回定例教育委員会におきまして、議案第6号 甲州市適応指導教室設置要綱の設定について、審議議決いただきました。しかしながら、議決後市長部局から教室名を「まほろば」から「陽だまり」教室と名称を変更してもらいたい旨ございました。そして市長とも協議をする中で、「まほろば教室」ではなく「陽だまり教室」への開設ということが決定されたところでございます。そのことから添付のとおり修正いたしまして、第2条にございます名称「陽だまり教室」ということで、令和4年3月1日付け告示第3号で公示させていただきましたことを報告いたしますので、よろしく願いをいたします。

職務代理者 教育総務課長から説明がありました。ご質問等ございますか。

永田委員 永田委員いかがでしょうか。

永田委員 いまちょっと言葉の意味を考えていたんです。「まほろば」っていう言葉の示す意味と「陽だまり」で考えていましたので、ぼーっとしててすいません。

職務代理者 ひとつ質問です。「まほろば」がなぜいけなくて「陽だまり」がいいっていう、その協議になった背景というのはどういうことなのでしょう。なんで「まほろば」がいけないのかなってちょっと思うのですが、今までの経緯を教えてください。

教育総務課長 お答えいたします。「まほろば」がなぜいけないかというのは、私どもも詳しくはわからないで

す。特に市長のほうから、教室名を変更してもらいたいというふうな申し出がありましたので、こちらも「陽だまり」を協議した結果名称になったところでございます。

職務代理者

そういうことだそうです。

永田委員

はい。

職務代理者

はいどうぞ。

永田委員

学校になかなか行きづらいという子どもたちが学ぶところなのです。その学ぶところの雰囲気として、まずは行く気にならないとだめですよ。そういうふうな、醸し出すようなものがないとただ名前があればいいってものではない。ということでありまして、実はこういう名称の付け方っていうのは、もっとしっかりと、もうちょっと根拠のあるように説明がなされないと、どうなのかなってことは思います。ちょっと心配だなと思うのですけれども。ただ、「陽だまり」という言葉自体は決して悪くないです。とてもいいと思います。とてもいいと思いますが、じゃあなぜ「まほろば」がだめなのって部分に対するものです。これ事務局を責めているわけではないのです。そういう意味でいうと、こう命令をするっていうのは、返戻する変えるっていうことは、総計的に問題ないです。説明が必要になると思います。これは意見です。

職務代理者

まほろばの里なんて言われますからね。いろいろ考えますけれども決定事項ですので。確認ということでもよろしいでしょうか。

#### 「なし」の声

職務代理者

次に移ります。日程第5 報告第8号 甲州市学校給食センター調理等業務民間委託について、事務局からの説明を求めます。教育総務課金澤リーダーお願いします。

学校給食担当 L

甲州市学校給食センター調理等業務民間委託について、ご報告いたします。本市では、学校給食の品質や安全性を確保しつつ、学校給食業務の運営の合理化を図るため、令和4年4月から3年間学校給食センターの調理等業務を民間事業者へ委託する計画をしました。委託の業務内容といたしましては、給食の調理作業、配缶作業、食器・食缶及び調理機器等の洗浄、消毒及び保管等の業務、調理員の人事管理等となります。委託期間といたしましては、3年間の令和4年4月1日から令和7年3月31日となります。その後も委託内容を検討し、更新していく予定です。委託事業者は、株式会社メフォス。本社は東京都港区にありまして、営業所は長野事業部で長野が担当いたします。受託施設は、学校の他に保育園、幼稚園、オフィスなどの社員食堂、病院、福祉施設などをもっております。全国展開をしております。学校給食の実績は、センター方式が152か所、自校式等が397か所ございます。山梨県内のセンター方式としての実績は甲州市が初めての契約となります。自校式は韮崎市に7校ありまして、甲斐市に3校となります。委託金額が3年間で、244,411,200円となります。続きまして委託までの経緯になります。令和2年度頃から教育総務課内で検討いたしまして、11月25日には教育委員会において、民間委託を実施している山梨市を視察いたしました。前教育長と変わられている方もいらっしゃいますが、教育委員さんにも出席していただき、詳しく説明をしていただきました。その時の資料といたしまして、次頁の最後に参考として調理業務の民間委託についての説明をつけさせていただきました。続きまして、3月議会にて債務負担行為により予算化を行いました。令和3年度にはいり、選定委員会を立ち上げし10名の選定委員によりプロポーザルを行いました。6月3日には、小中学校保護者へ民間委託の実施のお知らせの文書をご案内させていただきました。調理等業務委託を公募型プロポーザルとして広告いたしました。4社の申し込みがあり、7月29日にプレゼンテーション及びヒアリングを実施いたしました。その結果、業務委託事業候補者として株式会社メフォスに決定いたしました。その後

の経緯といたしまして、夏休み中に株式会社メフォスにより現甲州市会計年度任用職員調理員に、会社の条件等の説明が行われました。10月15日に正式に株式会社メフォスと委託契約を行いました。11月に調理員個人との面談を行い、12月には現甲州市会計年度任用職員調理員20名と仮契約を行いました。そして3月に調理員20名と本契約を行いました。今後といたしまして、令和4年度4月から株式会社メフォス、常時職員22名で開始する予定になります。最後に甲州市として、委託後も安全・安心で魅力ある給食の提供を行うために、献立の作成や食材の選定・購入、食育や地産地消の推進を行い、学校給食の実施者としての責任を果たしていきたいと考えております。以上になります。

職務代理者 金澤リーダーからの説明でした。何かご質問等ございますか。

永田委員 はい、質問です。

職務代理者 どうぞ。

永田委員 いつぞや山梨市で見学に行きましたよね、私たち。

学校給食担当L はい。

永田委員 その会社。

学校給食担当L とは違います。

永田委員 違いますよね。

学校給食担当L はい。

永田委員 この名前初めて聞きました。

学校給食担当L 山梨市の日清食品という、やはり給食を事業展開している大きな会社なんですが、メフォスという会社です。

永田委員 できうればですね、実際に作っているところとか、分ける細かい作業を見させてもらったではないですか。

学校給食担当L はい。

永田委員 ああいうところを見ると、私たちは安心できるわけですよ。ただちょっとその業者ではないということですので、ただ報告を聞いてちょっとイメージがわからないのですけれども、最終的にはもう契約なさっているわけですからそこでやるとは思いますが。ただ安心安全は、そこが最高の担保にならないと、食ですから、そういったことについて心配もないわけではないです。それから甲州市はずっと地産地消の、そういう食材を使って、そして子どもたちに口にいれるところから安心安全の担保をとっていた。そういう意味では、甲州市の給食の在り方というのは、私は非常に良かったと思っております。なので、ここのメフォスの会社が、そういった甲州市の当然意向を聞いてくれて、そうしますよということだろうと思えます。そうですか。

学校給食担当L はい。業者選定にプロポーザル方式と言いまして、全て10項目くらいの条件を出していただきまして、それに対する資料を出していただいて、そのただ金額だけではなくいろいろな衛生管理等、人員等の条件を出してもらったところの比較をしまして、その上でメフォスということに決まったので、その認定は書類上なんですけれども、きちんとした業者ということで、それで大丈夫ということをやりたいと思っています。

永田委員 先方さんが言っていることがどうかなんて、横槍を指す根拠なんて何ともありませんので、それ以上言えないのですが、例えば今回のこの業者についても、私たちは一度も会ってないです、その方々に。できうれば、私たちもやはり市内の小中学生の健康の安心安全を担保するには、私たちの顔をだしてもいいと思うのです。私たちが顔をだして、そういうところでやはりひとつの、受ける側の方にも我々の食に対する、私なんかは素人みたいなものなんですけれども、ただ安心安全を担保するためにはどうしたらいいかという、そういう目と見えますか、そういう視点は忘れてはいけないと思っていますので、できうればそんなこともあっても良かったのかな

と思っています。

学校給食担当 L 実際に委託は4月から始まりまして、教育委員会で5月に実際運営したところを見ていただくということで、今現在予定をしておりますので、また5月の教育委員会の時にぜひ教育委員さんにもまた見ていただければと思います。

教育総務課 L 来年度から実際調理業務委託が始まるということもありますので、教育委員さん方には現場を確認していただくということもありますので、4月の教育委員会の後には先程報告させていただいた適応指導教室の方も実際の現場の状況も見ていただく。5月の時には学校訪問の状況を見ながら早い段階で給食施設の方も見ていただく予定ですのでよろしく願いいたします。ただ先程の話ですけれども、あくまでも今回は調理業務のみという形ですので、メニューの作成であるとか仕入れであるとか、地産地消に関するものについては全て今まで通り学校給食担当のほうでやりますので。

永田委員 私は全部丸投げするのかと。

教育総務課 L ではないです。

職務代理者 質問ですけれども、甲州市からの調理員が20名と書いてありますが、今までいたパートでも正職員でも何人かいたわけですけれども、その方が職を失うみたいなこと、人員を整備したってということでしょうか。

学校給食担当 L 今までいた職員の中で、センターに今現在21名で稼働しておりまして、県職員が各調理場に異動になります。その他の19名のうち18名が委託の方に行くということで承諾を得ておりまして、1名はもともと年間で働けない方で、冬場だけお願いしている方です。

職務代理者 そこは安心しました。他にございますか。

#### 「なし」の声

職務代理者 計画を楽しみにしております。ありがとうございました。次に移りたいと思います。

日程第6 教育委員会事務局職員の人事異動内示について事務局から説明を求めます。教育総務課長からお願いします。

教育総務課長 資料に基づき説明。

生涯学習課長 資料に基づき説明。

文化財課長 資料に基づき説明。

職務代理者 ありがとうございました。何かご質問等ございますか。

#### 「なし」の声

職務代理者 それでは、次回 4月臨時教育委員会は4月1日午前10時から、4月定例教育委員会を4月20日午前9時30分から開催したいと思いますが、よろしいでしょうか。

#### 「はい」の声

それでは、次回 4月臨時教育委員会は4月1日午前10時から。4月定例教育委員会を4月20日午前9時30分から開催予定といたします。

以上で本日の日程すべてを終了いたします。どうもありがとうございました。